平成２１年（フ）第４１６号
兵庫県加古川市平岡町新在家550番地の１
債務者　島　　宏之
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第２０８６号
広島市佐伯区五日市町大字昭和台37番地７201
債務者　松谷　正義
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２６号
広島市安芸区矢野東５丁目16番18号
債務者　棗　　奈苗
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４７６号
広島市東区曙４丁目２番12―２号
債務者　栗栖　正子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１０号
広島市安佐南区長束西２丁目１番34号
債務者　村中　敏哲
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９６号
広島県安芸郡熊野町大字柿迫144番地西村アパート２Ｆ、住民票上の住所広島県安芸郡熊野町大字柿迫263番地３
債務者　尾濱　雅教
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２５３号
広島市西区己斐本町３丁目１番14―801号
債務者　沖田工業こと　沖田　克仁
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２０号
広島市西区三篠北町17番22―201号
債務者　肥後紳一郎
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３２１号
広島市中区住吉町14番４―203号
債務者　川北　　愛
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５３号
広島県東広島市西条町寺家8290番地レオパレスマーヤハイム寺家104号
債務者　山口由美子（旧姓買田）
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６８号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目12番10号
債務者　広川　洋次
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３６９号
広島県安芸郡坂町坂東１丁目12番10号
債務者　広川　弥生
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３８５号
広島県廿日市市宮島口東１丁目１番３―24号
債務者　宍戸　貴幸
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９７号
広島市中区西川口町15番７―101号
債務者　井村　幸子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４６２号
広島市安佐南区沼田町大字吉山811番地145
債務者　ナカケンこと　中本　繁治
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７４号
広島県山県郡安芸太田町大字津浪1635番地３
債務者　粟田　浩二
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９８号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜180番地
債務者　松尾　健一
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３３６号
福岡県久留米市小頭町３番地９　朝日プラザ久留米２　406号
債務者　三雲　智恵
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部